

A central white cloud-like shape with a yellow border contains the title text. Surrounding the cloud are various illustrations of people: a family of three (father, mother, child) at the top left; a child jumping at the top center; a man and child walking at the top right; a girl jumping at the middle left; a girl jumping at the middle right; a group of three children at the bottom left; a girl running with balloons at the bottom center; and a group of five children at the bottom right. The background is light blue with white stars and birds.

川西町 こども計画

概要版

川西町

[計画期間]

令和8年2月～令和12年3月



計画策定の背景と目的

令和5（2023）年4月1日に「こども基本法」が施行され、同日、こども家庭庁が発足しました。そして、令和5（2023）年12月、こども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

国の動向を踏まえ、本町の状況にあわせて本計画を策定することにより、本町の全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現に向けた取組を推進します。

「こどもまんなか社会」とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神の通り、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

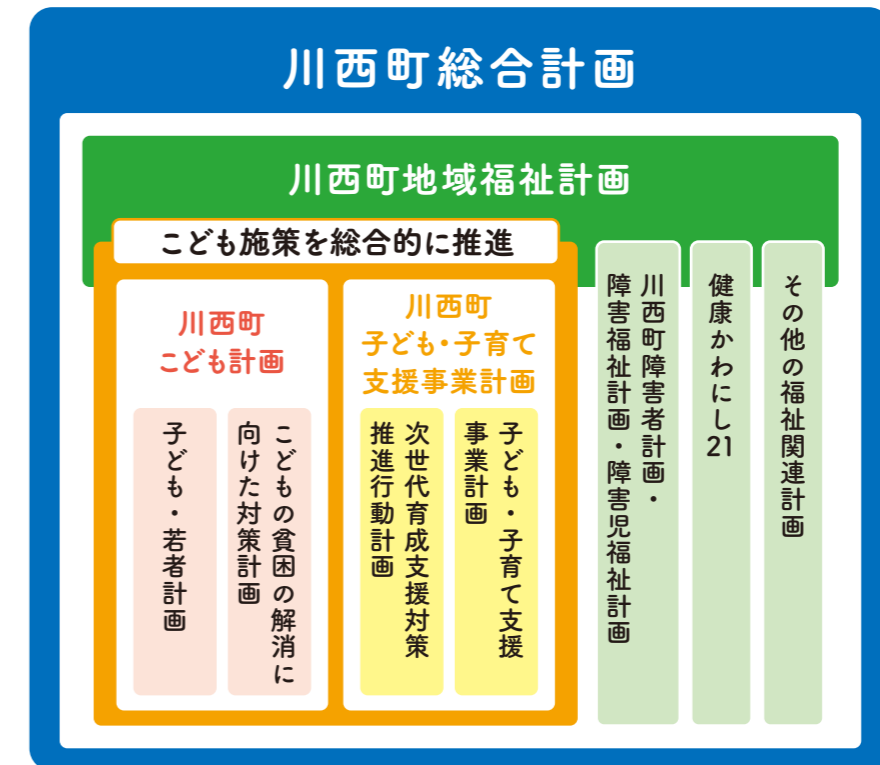
「こども大綱」の基本的な方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

計画の位置付け

子ども・若者育成支援推進法に規定する「子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に規定する「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」の2計画を包含して一体的に策定して「川西町こども計画」と称しています。

計画の位置付け



計画期間

計画期間は、令和8年2月から令和12年3月までとします。ただし、計画期間中であっても、国や県の動向等により見直しが必要となった場合は、適宜修正を行うこととします。

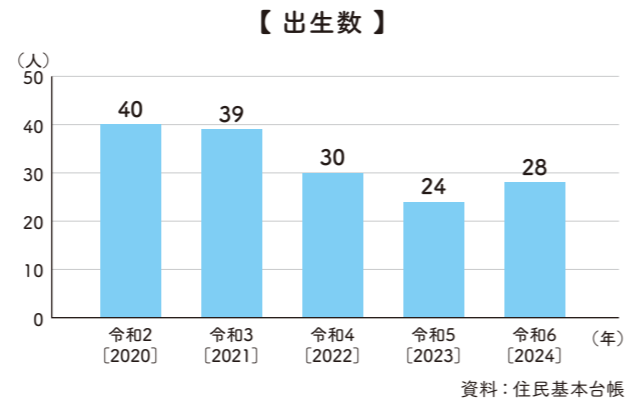
計画の対象

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくため、本計画の対象は、主に0歳から30歳未満（施策によっては40歳未満まで）のこども・若者とします。

町の状況

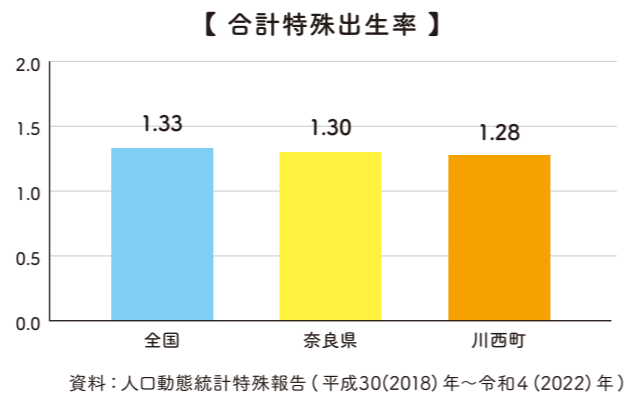
出生数の推移

近年、出生数は減少傾向で推移しており、令和6（2024）年は28人となっています。



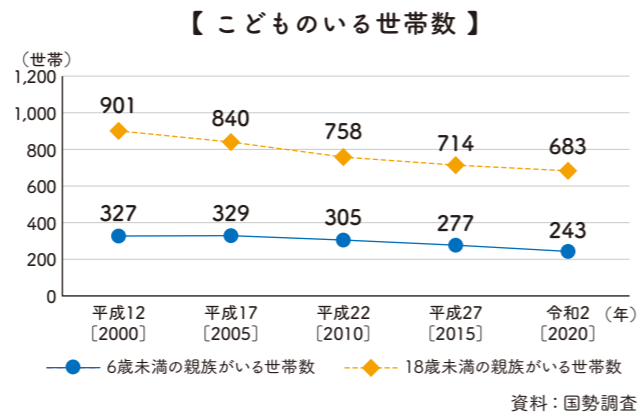
合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産むこどもの数に相当する合計特殊出生率を見ると、本町は全国及び奈良県と比べて低くなっています。



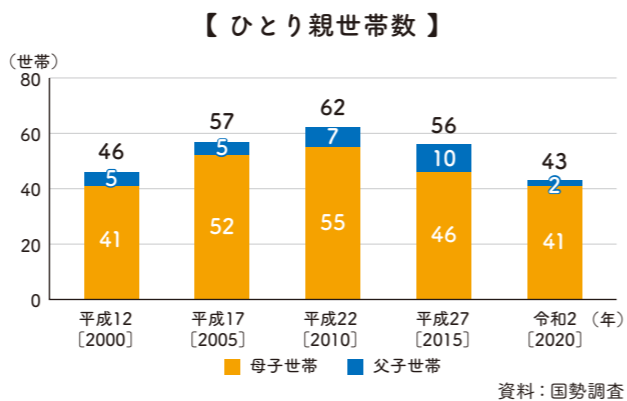
こどものいる世帯数の状況

こどものいる世帯数は、減少傾向で推移しています。



ひとり親世帯数の状況

ひとり親世帯数は、平成22年をピークに減少に転じています。



計画策定に向けた方向性

町の状況や各種調査結果、こども大綱の趣旨等により、本計画は次の方向性を踏まえて策定しました。

1 こども・若者の権利の尊重

本計画の趣旨は、こども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の権利を保障して「こどもまんなか社会」を実現していくことにあります。このため、こども・若者の多様な人格・個性を尊重して権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図るため、全ての施策において、こども・若者の視点や権利を踏まえた施策を推進します。

2 こども・若者の居場所づくり

こども・若者が安全に安心して過ごせる場所を提供することは、こども・若者の健全な育成に寄与するだけでなく、子育て当事者や地域住民にも親睦・交流の居場所となり得ることから、地域における居場所づくりを進めます。

3 こども・若者及び子育て当事者の意見の尊重

こども大綱の趣旨を実現していくためには、こども・若者及び子育て当事者が自らの意見を表明することにより、その意見がこども施策に生かされ、社会を変えていくことにつながることを求められます。このため、こども・若者が年齢に応じた意見の形成や意見を表明しやすい環境づくりを進めるとともに、こども・若者及び子育て当事者が意見を表明できる場や機会をつくることに取り組みます。

4 様々な状況にあるこども・若者や家庭等への支援

いじめ、ひきこもり、虐待、経済的困窮等、こども・若者及びその家庭が抱える生きづらさや困難な状況は様々です。生きづらいと感じていたり困難な状況にあったりするこども・若者及びその家庭を取り残さないよう、行政、関係機関、地域等が連携して、生きづらさや困難な状況が解消されるように支援していきます。

5 生涯にわたる学びの保障

就学前教育や学校教育をはじめ、生涯学習の機会提供により、人生を豊かに過ごせるよう支援します。

計画の基本理念

基本理念

こども・若者の笑顔であふれるまち



本町のこれまでの子ども・子育て支援事業計画において、“こどもが主役の地域・子育てを楽しめる地域・子育ての場は地域”という視点から「こどもたちの笑顔であふれるまち」を基本理念に掲げ、こどもや子育てしている人にとってやさしいまちづくりに取り組んできました。

このような従来の子ども・子育て支援事業計画の考え方に加えて、若者を含む施策に取り組むことで、こども・若者の最善の利益が優先される社会の実現と、誰もが安心してこどもを生み育てられ、こども・若者自身がたくましく健やかに育つことができる環境づくりを目指します。このため、本計画では「こども・若者の笑顔であふれるまち」という基本理念を掲げ、各施策に取り組むこととします。

施策の展開

基本目標 1 こども・若者の最善の利益を守る環境づくり

- こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を、こども・若者をはじめ、子育て当事者、教育・保育関係者等に広く周知し、町全体で共有を図れるように努めます。
- こども・若者や子育て当事者等の意見を伺う機会を創出します。また、寄せられた意見に対しては施策として実現可能かどうかを検討し、こども施策に対する反映に努めます。
- 学校等におけるいじめの早期把握・早期対応に努めるほか、関係機関と連携して家庭における虐待事案等の把握と早期対応に努め、こども・若者の権利侵害の防止に努めます。

施策分野

1-1 こども・若者の権利に関する理解の促進	1-2 こども・若者の意見表明の保障
1-3 こども・若者の権利擁護	

基本目標 2 こども・若者の成長を支える環境づくり

- こどもと子育て当事者が安全・安心に就学前教育・保育を利用できる環境整備に努めます。
- こどもが安心して過ごし学べる質の高い学校教育を推進するとともに、デジタル技術を生かした学習等、時代の流れにも対応できるように取り組みます。
- 障がいのあるこどもや、発達に特性のあるこどもに対して、地域社会への参加・包容を推進するとともに、ライフステージに応じた発育・発達支援に取り組みます。
- 不登校やひきこもり、ヤングケアラー等、生きづらさを抱えるこどもに対して配慮しながら、必要な支援につなげていきます。
- こども・若者が自立した生活を送れるよう、就労支援や学びの場の提供に努めます。
- 関係機関や地域住民と連携して、こども・若者が事故や犯罪、非行等にかかわることのないよう、安全・安心のまちづくりに努めます。
- 子育て学習センター、公園、公民館、図書室等について、こども・若者にとって居心地が良く利便性の高い場所となるよう取り組みます。

施策分野

2-1 就学前教育・保育の推進	2-2 学校教育の推進
2-3 障がいのあるこどもへの支援	2-4 生きづらさを抱えるこども・若者への支援
2-5 就労支援と生涯にわたる学びの提供	2-6 こども・若者の安全・安心の確保
2-7 こども・若者の居場所づくり	

基本目標 3 子育て当事者への支援

- こども・若者を支える子育て当事者に対して、様々な経済的支援により子育て家庭を支えることで、こども・若者の健やかな成長につなげます。
- 母子ともに心身が健やかに育つことを目的として、妊娠・出産から子育て期における切れ目のない支援を行います。
- 共働き世帯等を支える保育や子育て当事者同士の交流・親睦等の機会の提供等により、家庭や地域において安心して子育てできる環境を整えます。
- 企業や家庭に対してワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発に努めるほか、男女共同参画の実現に向けた取組を進めます。
- こどもの養育が困難であったり、経済的に厳しい家庭に対して、相談支援や経済的支援を行います。

施策分野

3-1 様々な経済的支援	3-2 母子保健の推進
3-3 地域子育て支援の環境整備	3-4 ワーク・ライフ・バランスの推進
3-5 配慮が必要な子育て家庭への支援	

計画の推進

1. 計画の推進体制

こども・若者への支援や子育て支援に関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育等、多岐の分野にわたります。このため、国及び県等の動向を踏まえながら、「川西町子ども・子育て会議」や庁内関係課を中心に、関係機関、事業者、関係団体及び地域住民等の協力を得ながら、こども・若者及び子育て当事者等に対する支援と本計画の着実な実施に取り組みます。

また、保護者、関係団体等からの意見や、こども・若者からの意見にも耳を傾け、全てのこども・若者がひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の構築に向かうよう取り組みます。

2. 計画の進捗管理と評価

本計画（Plan）の所期の目標を達成するためには、計画に基づく取組（Do）状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図る「PDCAサイクル」による進捗管理が必要です。

このため、「川西町子ども・子育て会議」において毎年度の進捗状況の把握・点検を行うとともに、計画期間中であっても、国や県の動向や「川西町子ども・子育て会議」における審議等により見直しが必要となった場合は、適宜修正を行っていくこととします。



川西町こども計画（概要版）

編集・発行 川西町 福祉こども課

住所：〒636-0202奈良県磯城郡川西町大字結崎28番地の1

TEL：0745-44-2211（代表） FAX：0745-44-4734（代表）

発行年月：令和8年2月